

# 特定秘密指定管理簿

指定の 整理番号	指定をした 年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別條の いすの事項に 関するもの であるかの期	当該特定秘密の 業務に關する 特定秘密管理 の責務	条第2項の 規定により 附する措置が いすの措置 であるかの期	法3条3項の規定に 依り同条第1項に 掲げる措置を講 じた旨	指定の有効期間					削除		備考	
							有効期間が 満了する 年月日	有効期間を 延長した旨	延長後の 指定の有効期間	(延長後の) 有効期間が 満了する 年月日	有効期間が 満了した旨	当該指定を 削除した旨	削除した 年月日		
16-201412-001-246-001	平成28年 12月28日	平成28年中に決定された内閣府情報セキュリティセンターの政府等が行う安全確保に關する情報セキュリティ業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報セキュリティ等の措置が講じられるもの	第2号イ	海上保安監	1号			平成31年 12月25日							
16-201412-002-246-002	平成28年 12月28日	平成28年中に決定された内閣府情報セキュリティセンターの政府等が行う安全確保に關する情報セキュリティ業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報セキュリティ等の措置が講じられるもの	第2号イ	海上保安監	1号			平成31年 12月28日							
16-201412-003-246-001	平成28年 12月28日	平成28年中に内閣府情報セキュリティセンターが安全確保に關する外国の政府等と相手方との間で決定された特定秘密保護法の情報セキュリティ等の措置が講じられるもの	第2号ハ、 第3号ハ、 第4号ハ、 第4号ハ)	海上保安監	2号			平成31年 12月25日							
16-201412-004-246-001	平成28年 12月28日	平成28年中に内閣府情報セキュリティセンターが安全確保に關する外国の政府等と相手方との間で決定された特定秘密保護法の情報セキュリティ等の措置が講じられるもの	第2号ハ、 第3号ハ、 第4号ハ、 第4号ハ)	海上保安監	2号			平成31年 12月28日							
16-201412-005-246-002	平成28年 12月28日	平成28年中に内閣府情報セキュリティセンターが安全確保に關する外国の政府等と相手方との間で決定された特定秘密保護法の情報セキュリティ等の措置が講じられるもの	第2号ハ、 第3号ハ、 第4号ハ、 第4号ハ)	海上保安監	2号			平成31年 12月25日							
16-201412-006-246-003	平成28年 12月28日	平成28年中に内閣府情報セキュリティセンターが安全確保に關する外国の政府等と相手方との間で決定された特定秘密保護法の情報セキュリティ等の措置が講じられるもの	第2号ハ、 第3号ハ、 第4号ハ、 第4号ハ)	海上保安監	2号			平成31年 12月25日							
16-201412-007-246-004	平成28年 12月28日	平成28年中に内閣府情報セキュリティセンターが安全確保に關する外国の政府等と相手方との間で決定された特定秘密保護法の情報セキュリティ等の措置が講じられるもの	第2号ハ、 第3号ハ、 第4号ハ、 第4号ハ)	海上保安監	2号			平成31年 12月25日							

# 特定秘密指定管理簿

指定の 整理番号	指定された 年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別事項の いずれの事項に 属するかの別	当該特定秘密の 属性に關する 特定秘密管理官 の管理	法3条2項の 規定により 届出する 届出各号の 届出番号の 別	法3条3項の規定に より同条2項1号に 掲げる措置を講じ た旨	指定の有効期間					削除		備考	
							有効期間が 満了する 年月日	有効期間を 延長した旨	延長後の 指定の有効期間	(延長後の) 有効期間が 満了する 年月日	有効期間が 満了した旨	当該指定を 解除した旨	解除した 年月日		
16-201412-008-2-005	平成26年 12月28日	平成20年中に内閣府衛星情報センターが安全保蔵に關し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGSI」といふ。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象、同年中に内閣府衛星情報センターがIGSI等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSIの識別能力を正確に察知され得ないよう)にしたものを除く。	第2号ハ、 第3号ロ、 第4号ハ、 第4号ハ)	海上保安監	2号		5年	平成31年 12月28日							
16-201412-007	平成26年 12月28日	平成22年中に内閣府衛星情報センターが安全保蔵に關し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGSI」といふ。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的対象、同年中に内閣府衛星情報センターがIGSI等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSIの識別能力を正確に察知され得ないよう)にしたものを除く。	第2号ニ 第3号ハ、 第3号ロ、 第4号ロ、 第4号ハ)	海上保安監	2号		5年	平成31年 12月28日							
16-201412-008	平成26年 12月28日	平成23年中に内閣府衛星情報センターが安全保蔵に關し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGSI」といふ。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的対象、同年中に内閣府衛星情報センターがIGSI等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSIの識別能力を正確に察知され得ないよう)にしたものを除く。	第2号ニ 第3号ハ、 第3号ロ、 第4号ロ、 第4号ハ)	海上保安監	2号		5年	平成31年 12月28日							
16-201412-010	平成26年 12月28日	平成25年中に内閣府衛星情報センターが安全保蔵に關し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGSI」といふ。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的対象、同年中に内閣府衛星情報センターがIGSI等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSIの識別能力を正確に察知され得ないよう)にしたものを除く。	第2号ニ 第3号ハ、 第3号ロ、 第4号ロ、 第4号ハ)	海上保安監	2号		5年	平成31年 12月28日							
16-201412-011	平成26年 12月28日	平成26年中に内閣府衛星情報センターが安全保蔵に關し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGSI」といふ。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的対象、同年中に内閣府衛星情報センターがIGSI等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSIの識別能力を正確に察知され得ないよう)にしたものを除く。	第2号ニ 第3号ハ、 第3号ロ、 第4号ロ、 第4号ハ)	海上保安監	2号		5年	平成31年 12月28日							

### 特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定された年月日	指定に係る特定秘密の概要	当該特定秘密の法第2条の第1項に規定する秘密の等級	当該特定秘密の法第3条の第1項に規定する秘密の種別	法第3条の第2項に規定する秘密の種別	指定の有効期間					解除	備考		
						有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した日	延長後の指定の有効期間	(延長後の)有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した日			当該指定を解除した日	解除した年月日
16-201412-015-21-b-002	平成28年12月28日	平成28年中に、海上保安庁が行った安全保衛に関する外国の政府との情報提供力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにこれを分析して得られた情報(仮称分析)についても情報源を特定し得ないものとするなどの資料又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱われるもの(仮称加工)の信頼関係を損なうおそれのないと認められるものを除く。	第2号ハ	海上保安庁	1号		2年 平成28年 12月28日							
16-201601-001-21-b-001	平成27年1月21日	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保衛に関する外国の政府との情報提供力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにこれを分析して得られた情報(仮称分析)についても情報源を特定し得ないものとするなどの資料又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱われるもの(仮称加工)の信頼関係を損なうおそれのないと認められるものを除く。	第2号ハ	海上保安庁	1号		3年 平成30年 1月20日							